

# 総合福祉センター 福祉バス利用ガイドライン

お問合せ先 館林市総合福祉センター 電話75-7111

## 1. 基本方針

- (1)利用者の健康状態の確認
- (2)マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底
- (3)車内の換気、使用物品の除菌消毒の実施
- (4)利用者の身体的距離の確保

## 2. 運行範囲

館林市および両毛広域都市圏内の一部(板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町・太田市  
足利市・佐野市)

※群馬県及び群馬県社協・市町村社協が主催する研修会等の参加は当面使用できません  
※同一団体の利用は月2回までとなります

## 3. 利用団体

- (1)市内の保育園・幼稚園
- (2)市内で活動するボランティア団体・福祉団体・NPO 法人
- (3)サロン・通いの場に登録している団体

## 4. 運行時間

【平日(月)(火)(水)のみ】 ※第1、3、4(月)を除く	9時30分～15時30分
----------------------------------	--------------

※上記以外の曜日の利用については別途協議のうえ決定させていただきます

## 5. 利用方法

お電話にてお問合せのうえ、後日来館し、利用申請書・利用名簿※のご記入をお願いいたします  
※利用名簿は利用当日ご提出ください

## 6. 利用人数

利用人数上限は10名(乗車定員の半分)となります  
※利用人数上限を超えたご利用はできません

## 7. 乗 車

- (1)乗車前の検温・手指消毒にご協力ください
- (2)必ずマスク着用でご乗車ください
- (3)車内では大きい声を出さない、近い距離での会話を控えるようご協力ください

※体温が37.0度以上のかたや体調不良のかたのご利用はお断りします

## 8. そ の 他

- ・運転手の新型コロナウイルス感染予防対策にご協力ください (「マスク」「フェイスシールド」の着用など)
- ・定期的な換気、使用物品の除菌消毒にご協力ください
- ・運行中の安全確保にご協力ください
- ・運行中(緊急時を含む)は、運転手の指示に従ってください

(注)この利用ガイドラインはコロナウイルスの状況により、変更する場合があります